講演会報告

『教皇ベネディクトゥス一六世』を巡る 三島憲一氏との対話 日本のドイツ研究に関する八十箇条の論題(1)

愛知県立大学外国語学部ヨーロッパ学科ドイツ語圏専攻教授 今野 元

<序文>

以下の文書は、二○一六年五月一四日に「慶應義塾大学大学院法学研究科プロジェクト科目(政治思想系)」の枠内で行われた内輪の研究会で筆者が提示した、従来未公刊の報告要綱である。文面は当日から手を入れておらず、発見した誤記に関しては文中に[...]で示した。この文書の成立事情については、文末の<解説>を参照されたい。

序 対話の動機

- 1. <感謝と疑問> 三島憲一との対話は筆者の宿願であった。筆者のドイツ現代史への取り組みは、『戦後ドイツ』」と [の] 出会いに始まるともいっても過言ではない。筆者は刺戟を頂いた点で三島の学恩に感謝しているが、その歴史理解には疑問を禁じ得ない。
- **2.** <「六八年史観」> 拙著『教皇ベネディクトゥス一六世』² は「六八年史観」の再検討を意図したものだが 3 、そこで念頭に置いたのは三島憲一のドイツ史像である。「六八年史観」

はドイツ連邦共和国「リベラル左派」の共有財産で、それに依拠する日本人研究者も数多いので、拙著は日本のドイツ研究への問題提起にもなる。

3. <ラッツィンガー論> 三島憲一⁴は、「保守派」ヨーゼフ・ラッツィンガーを警戒しつつ、ハーバーマスと対話した普遍主義者としての彼を称揚している。ラッツィンガーの直弟子里野泰昭⁵は、「解放の神学」批判、イスラム批判など彼の保守的とされる側面を平然と否認し、学生との紛争についても知らなかったと述べ、知識不足が目に付く⁶。筆者はラッツィンガーが保守化した経緯を詳解しつつ、その背景に普遍的価値の階層化作用を見ている。

第一部 三島憲一の論法

- **4.** <**言論人の歴史談義**> 三島憲一のドイツ史論は、感情を奔放に表明した談論風発になっており、勢いはあるが思慮深さを欠き、独文和訳や事実認識も粗雑である⁷。
- 5. <歴史を見る後世人の偏向性> 三島憲一はこう述べて
- 1 三島憲一『戦後ドイツ――その知的歴史』(岩波書店、平成3年)。
- 2 今野元『教皇ベネディクトゥス一六世――「キリスト教的ヨーロッパ」の逆襲』(東京大学出版会、平成27年)。
- 3 今野元「「六八年の終わり」――ドイツ = ヨーロッパ史研究の構造転換」、『UP』(東京大学出版会)、第514号(平成27年8月)、10-15頁。
- 4 三島憲一「変貌するカトリック教会とディスクルス倫理」、ユルゲン・ハーバーマス/ヨーゼフ・ラッツィンガー(フロリアン・シュラー編・三島憲一訳)『ポスト世俗化時代の哲学と政治』(岩波書店、平成19年)、53-125頁。
- 5 里野泰昭「ラツィンガー教授から受けたこと、その想い出」、ベネディクト 16 世ヨゼフ・ラツィンガー(里野訳)『新ローマ教皇わが信仰の歩み』(春秋者、平成 17 年)、 254-259 頁。里野「訳者あとがき」、ラツィンガー『わが信仰の歩み』、 270 頁。里野「ベネディクト十六世のイスラム発言について」、『春秋』第487号(平成 19 年)、 4-7 頁。
- 6 「トラウエンシュタイン」(ラツィンガー(里野訳)『わが信仰の歩み』、2頁など:正しくは「トラウンシュタイン」)。「アルテッティング」(同前、6頁など:正しくは「アルトエッティング」)。「アルフレート・レッペル」(同前、58頁など:正しくは「アルフレート・レップレ」)。「アイヒシュテッテ」(同前、63頁:正しくは「アイヒシュテット」)。「シュトラウスブルク」(同前、69頁:正しくは「シュトラスブルク」)。「エドモント・シュリンク」(同前、83頁:正しくは「エドムント・シュリンク」)。「ラインランド」(同前、136頁:正しくは「ラインラント」)。「デップナー枢機卿」(同前、143頁など:正しくは「デプフナー枢機卿」)。「ミュンヒェン・フライジングの司教」(同前、169頁:正しくは「ミュンヒェン = フライジング大司教」(原語は Erzbischof))など。
- 7 「マリオン・デーンホフ伯爵夫人」(三島憲一編・訳『戦後ドイツを生きて──知識人は語る』(平成6年、岩波書店)、19頁など:正しくは「マリオン・デーンホフ伯爵令嬢」(原語は Gräfin で、「夫人」か「令嬢」かは実状次第である)。「シュタウフェンベルク中佐」(三島憲一『文化とレイシズム──統一ドイツの知的風土』(平成8年、岩波書店)、99頁:正しくは「シュタウフェンベルク大佐」)。「ベルリン駐在の教皇庁大使パチェッリ」(三島「変貌するカトリック教会とディスクルス倫理」、63頁:正しくは「教皇庁国務長官パチェッリ」)。「二○○四年にレギーナ・クヴィンという神学者がトリーア大学でカトリック神学のドイツ初の女性教授になるはずのところ、教会の介入で人事が発動されなかった」(同前、71頁:「ドイツ初の女性」を削除)。「女性神学教授のドロテア・ゼレ」(同前、80頁:正しくは「作家ドロテー・ゼレ」)。「祝

いる。「歴史を語るということは常に後世の目から見ることである。同時代の当事者たちが熱に浮かされ目が眩んでいたことも、不完全な知識にもとづいた行動も、あるいは人間としての過誤も後世の目だからこそよく見えてくる。ファシズムの時代における当事者の視点からしか歴史を語れない、という倒錯した「禁欲主義」にもとづく擁護論は、それ自身がやはり後世の目から見た選択であることは別にしても、歴史記述における時間の宿命を忘却している⁸。」確かに当事者の無知を後世人が指摘することも有り得るが、後世人は後世の価値観に拘束され、特定当事者に感情移入し、当時の常識を看過し、先行世代への反感に囚われることもある。後世人が「知的」高みに立ち、より深い歴史認識が出来るとは限らない。当事者の目線も踏まえて後世の視点を再検討しなければ、決まった白黒図式を延々繰り返すだけになる。

6. 〈左派的独善性〉 三島憲一は左派権威主義を体現している。三島は、学生運動には「自分たちこそ絶対に正当であるという、倒錯した権威主義が生きていた」とし、それがテロリズムへと発展したと批判する⁹。だが三島は自らこうも言う。「筋がとおってさえいれば、聞き手は認めざるを得ないだけの強制力を結果としてもつはずである。「より良き立論には強制力なき強制力がある(Zwangloser Zwang des besseren Arguments)」という対話理論のキャッチフレーズだけが、かすかな希望を告げている 10。」つまり(自分た

ちの)「より良き立論」は他の立論に対して論理的強制力を 行使できるというのである。三島は「精神の風は左から吹く」 のは「一八世紀の啓蒙主義以来変わっていない」とし、「保 守派」には「完全に誤りで、いかなる知的水準にも達して いない」といった表現を厭わない¹¹。

- 7. <ハーバーマスの個人崇拝> 三島憲一はユルゲン・ハーバーマスに心酔している。ハーバーマスに三島は「世界で最も注目度の高い思想家の一人」、「戦後ドイツのリベラルレフトの精神を代表する存在」¹²といった枕詞を付け、殆どいつも模範解答として紹介する。
- 8. <「保守派」批判> 三島憲一の「保守派」批判は憎悪 剝き出しである。三島は「[エルンスト・] ノルテのような議論」 を「どこにでもいる思いこみの激しい、少し気の触れた人 のうわごととされて、誰もが相手にしなかった」と述べて いる ¹³。ヘルムート・コールについても「芸術音痴、文学音 痴」と表現している ¹⁴。第二ヴァティカン公会議の反対派を、 「論じるに足りない頭の固い守旧派」と表現しているのも目 を惹く ¹⁵。
- 9. <ドイツを範とする日本批判> 三島憲一は、「日本の知識人」の「出羽守」振りを揶揄しつつ¹⁶、自らドイツを理想視して日本を慨嘆して止まない。「知的・文化的議論の主たる潮流は依然としてリベラル・レフトであった。日本と違って保守派の政治家すらデモクラシーを論じ、ドイツの過去の犯罪を正視する」¹⁷。(ハインリヒ・ベルの)「この勇気、

福の挨拶「この町と全世界に向けて urbis et orbis」」(同前、9 1 頁:正しくは「教皇掩祝(及び挨拶)「この町と全世界に向けて urbi et orbi」」)。「ライナー・レプジウス」(三島憲一『現代ドイツ――統一後の知的軌跡』(岩波書店、平成18年)、24頁:正しくは「ライナー・レプシウス」)。「böse Onkel」(同前、82頁:正しくは「böser Onkel」)。「チェストホヴァ」(同前、192頁:正しくは「チェンストホヴァ」(原語は Czestochowa、だが独収容所なので「チェンストハウ」(Tschenstochau)と独語表記にするべき))。「このアカデミーの副所長」(フロリアン・シュラー(三島訳)「まえがき」、『ポスト世俗化時代の哲学と宗教』、viii 頁:正しくは「このアカデミーの庇護者」(原語は Protektor))。「ドイツ・ハンガリー評議会」((三島訳)「著者について」、『ポスト世俗化時代の哲学と宗教』、51頁:正しくは「コレギウム・ゲルマニクム・フンガリクム」(ローマの神学校))など。

- 8 三島『現代ドイツ』、98頁。
- 9 三島『戦後ドイツ』、146頁。
- 10 三島『戦後ドイツ』、120-121頁。
- 三島『戦後ドイツ』、81、223頁。三島は1993年にNHKの企画で22人のドイツ「知識人」にインタヴューをしたが、「保守派」はハーバーマスの旧友マルティン・ヴァルザーと歴史家ミヒャエル・シュトゥルマーの2人だけだった(三島編・訳『戦後ドイツを生きて』)。三島は『歴史家論争』("Historikerstreit". Die Dokumentation der Kontroverse um die Einzigartigkeit der nationalsozialistischen Judenvernichtung, München 1897.)を邦訳した時も、42本の内、ノルテの擁護者トーマス・ニッパーダイを含む26本を削除した。三島は序文で自分の好き嫌いを奔放に公言する。「選別にあたってはフェアネスを原則として、日本で多く紹介されているハーバーマスの議論だけでなく、彼が批判の的にしているノルテやシュテュルマーのそれも、十分知ることができるようにした。それゆえ、自分の意見になじまないものを訳すという、あまり楽しくない仕事を訳者の方々にお願いすることになってしまった。」(J・ハーバーマス他(徳永恂/三島憲一他訳)『過ぎ去ろうとしない過去――ナチズムとドイツ歴史家論争』(人文書院、平成7年)、1-2頁。)
- 12 三島「変貌するカトリック教会とディスクルス倫理」、53頁。
- 13 三島『現代ドイツ』、100頁。
- 14 三島『文化とレイシズム』、75頁。
- 15 三島「変貌するカトリック教会とディスクルス倫理」、99頁。
- 16 三島憲一「七○年後のドイツ――議論による共同学習か、国家の利害か」、『神奈川大学評論』第81号(平成27年)、50-60頁。
- 17 三島『現代ドイツ』、78頁。

このいやみ、この皮肉、そしてこの建設性は、日本の知識人 が失って久しいものだ18。」「日本と異なり左翼がソ連や中国 の共産主義でなく、アメリカのデモクラシーに好意的で、か つ経済や政治の中枢ともつながりがあったというドイツの 思想的背景を踏まえないと理解しにくい。日本では、左翼は、 ソ連や中国との近さを演出し、人によっては東ドイツに流 し目を使っていたが、それとまったく異なる¹⁹。」「日本では リベラル・レフトの思潮が大学と国の中枢部で指導的になっ たことはまったくない」20。「アメリカ・シンパの左翼という のは、日本にはほとんど存在しなかったから、このあたり は日本にいるとなかなか理解しにくい。しかし、少なくと もドイツでは、アメリカの左派デモクラシーへのシンパシー は、アメリカ建国以来の長い伝統をもっている」²¹。(東西ド イツ統一に)「大はしゃぎだった日本メディア」22。三島は自 由民主党の改憲論に対抗して独「基本法」を紹介し、多数 の点で「日本国憲法」を「上回っている」と称揚する 23 。

10. <歴史の敬遠> 三島憲一は歴史を警戒する。三島は「フィッシャー論争」など歴史学の論争には触れず(「シーダー・コンツェ論争」には若干触れている²⁴)、ハーバーマスと同郷のハンス=ウルリヒ・ヴェーラーに、「いわゆる社会史の流れの代表者」と触れる程度である²⁵。三島には所与の前提としての「歴史」、「運命」、「伝統」を、自由な知的営為たる「啓蒙」に対置して嫌悪する。「自由で平等な国家公民の結合こそが政治的共同体である、という近代の社会契約論的な西側のデモクラシーの発想よりも、歴史と運命によって与えられた特定の文化をヒエラルヒー型の国家に編成しようという考えである。啓蒙より歴史を、理性より神話を、個人より民族を尊ぶ文化の自己主張に満ち満ちている²⁶。」歴史学、政治学を敬遠する哲学者三島が傾倒するのが、社会学である。

11. < 「伝統」論の非一貫性> 三島憲一は自分の好まない「伝統」は虚構視するが、自分の好む「伝統」は実体視する。前者の例は「民族」文化²⁷、後者の例は「啓蒙」で

ある28。

12. ⟨アメリカ化の肯定⟩ 三島憲一はドイツのアメリカ化を肯定する。後述の「新アリストテレス主義」も米多文化主義の用語である。三島はこうも述べる。「ダーレンドルフは若いときに、ドイツを見捨ててカリフォルニアに留学したことがいかに大きかったかを書いている。ハーバーマスも少し奥手とはいえ、三○代半ばからはアメリカは隣の家の庭ぐらいに頻繁に行き来していた²⁹。」だが三島は自分たちのアメリカ支持を全面肯定ではないとする。「ハーバーマスの暗黙の前提は、アメリカの思想に馴染むことと、アメリカの世界政策に加担することの違いである。この区別があるからこそ東ドイツに「乗り込んだ」西の資本と政治の暴力を、理論としても批判できるという含みである³⁰。」なお三島は仏知識人にも興味を示すが、イギリスには興味が薄い。

13. 〈西欧的価値=普遍的価値〉 ドイツや日本を論じる際、三島憲一は西欧近代の政治的価値を普遍的価値とし、それが万人に受入可能だという前提に立ち、ドイツや日本がそれを戦後に受容したことを当然視する。三島は普遍主義の野蛮さを指摘するカール・シュミットの「疑惑の解釈学」を、民族主義に繋がるものと警戒する³¹。この議論は、後述する近年の三島の「コミュニタリアニズム」への傾倒、「正しい戦争」批判と両立しない。

14. 〈国民国家の二つの要素〉 国民国家論に関して、三島憲一はハンス・コーンの二元論に依拠している。「一方では、主権は国民に発する、つまり、少なくとも法的には相互に平等な国民に発する政府とその決定だけが正当であるというものである。他方では、その国民は、いくらか捏造であっても比較的同質の文化的・言語的・歴史的基盤を持っている、というものである。この二つは収斂することもあるが、必ずしも同じではない。」三島は、前者のシヴィックな面に重きを置き、後者のエスニックな面を排除しようとする。三島は米仏国民国家が前者の形態だとしてこれを「西

- 25 三島『現代ドイツ』、113頁。
- 26 三島『現代ドイツ』、103頁。

¹⁸ 三島『戦後ドイツ』、104頁。

¹⁹ 三島『現代ドイツ』、104頁。

²⁰ 三島『現代ドイツ』、174頁。「国」はともかく、「リベラル・レフトの思潮が大学 […] の中枢部で指導的になったことはまったくない」という状況認識には驚かされる。

²¹ 三島『現代ドイツ』、250頁。

²² 三島『文化とレイシズム』、1頁。

²³ 三島憲一「ドイツにおける約60回の憲法改正はどのように行われてきたのか」、『Journalism』平成25年10月号、52—63頁。

²⁴ 三島『現代ドイツ』、173-174頁。だが三島はこの論争でハーバーマスの学友ヴェーラーが恩師シーダーの過去を正視しなかったと非難された事実には触れていない。

²⁷ 三島憲一「「ニヒリズム」の話は無意味だからもうやめましょう」、『大航海』第71号(平成21年)、137—149頁。三島『戦後ドイツ』、227、242頁。前者の文末で三島が「禅坊主系文明論派ニヒリズム」として批判しているのが西部邁である。

²⁸ 三島『戦後ドイツ』、108頁。三島『現代ドイツ』、60頁。

²⁹ 三島『現代ドイツ』、59頁。

³⁰ 三島『現代ドイツ』、61頁。

³¹ 三島『現代ドイツ』、164-166頁。

欧型」と呼び、これを後者の「中欧型・東欧型」と対置する 32 。三島は「民族」を「偶然的な基準で線引きされているだけ」だとしてその虚構性を強調し、「民族」と「国家」との一致を目指すのは「誤り」だと断言する 33 。

第二部 三島憲一のドイツ史像

15. <ドイツ史の原点としてのナチズム> 三島憲一はドイツ史を「ナチスの蛮行」の前史・後史にしている。「「なぜこのようなことが起きたのか」――戦後ドイツの知的生活にとって、また心情のドラマにとって、原点はこの問いにある。またそれは、ナチスの蛮行と生き残った者の共犯関係をどう考えるべきかという議論でもあった³⁴。」

16. <神聖ローマ帝国・ドイツ連邦の無視> 三島憲一は神聖ローマ帝国やドイツ連邦の存在を無視し、ドイツの分裂性及び仏米の統一性を誇張する。「フランス、アメリカの場合と異なり、おおよそドイツと言われている地域には時には三○○以上の領邦国家や伯爵領や自由都市があり、フランス革命後に整理されたとはいえ、一九世紀半ばでもまだ三○以上の小国家群であった。それが一八七一年に統一されてドイツ帝国になった³5。」「今から二○○年前頃のドイツは、さまざまな王国、公国、伯爵領、帝国自由都市などがパッチワーク状に組み合わされたモンスターで、まさにヘーゲルの言ったように「ドイツはもはや国家ではない」(「ドイツ憲法論」)状態だった³6。」

17. <ドイツ帝国批判> 三島憲一はドイツ帝国に反感を隠さない³⁷。「一八七一年に統一されてドイツ帝国になった。しかし、人口比から見れば三分の一にも満たない市民層の言語と教養の、ある程度の共通性があるだけだった。あまり関係のない人々が無理矢理にくっつけられ、特殊金属のようなもので溶接された感が強い。その特殊金属とは共通の言語や文化なるものであり、かつ統一という軍事的および、それがもたらした未曾有の経済的成功である³⁸。」「一九

世紀後半のドイツ帝国は、法治国家であっても、主権は皇帝にあり、国民主権にもとづくデモクラシーという意味での国民国家ではなかった ³⁹。」「一八七一年以降のドイツ帝国の歴史は、ユダヤ人への、カトリックへの、また労働者階級への抑圧の歴史となった ⁴⁰。」「長いこと国会議事堂なしで帝国議会は活動していたことになる。つまり、ヴィルヘルムー世ドイツ皇帝は、議会を継子扱いしていたのである ⁴¹。」 18. 〈ヴァイマール共和国からナチズム期にかけての寡黙〉三島憲一は、ナチズムやヴァイマール共和国に関する歴史認識を披露しない。この時期をどう理解するかは「過去の克服」論の前提だが ⁴²、三島の歴史像はアウシュヴィッツの道義的告発に終始している。

19. 〈**閣から光へ**〉 三島憲一は1945年を黒から白への転換点と見る。「誤ったイデオロギーによる戦争、生活の破壊、荒廃した世相のなかで文化的滋養を、潤いを、そして新しい思想を求める気分は戦後の日本でも同じであった⁴³。」「いまわしい過去を反省し、新たに民主主義とヨーロッパのヒューマニズムに帰依しようという心意気がうかがえる⁴⁴。」

20. <ドイツ教養主義批判> ドイツ教養主義への反撥は三島憲一の活力源である――「この内面での孤独なる教養は、そうした静かさと安定を保証してくれる権力に対しては、それを蔑みつつも、迎合的にならざるをえなかった。ビスマルク帝国で大学人も「国家を担う階層」としてユンカー貴族などの支配階層と癒着することになったし、第一次世界大戦勃発にあたって大多数の知識人は歓喜の声をあげてナショナリズムの大波に自ら呑まれていった。『悲劇の誕生』をめぐってニーチェと論争したことのあるドイツのギリシア学界の帝王ヴィラモーヴィッツは、多数の大学教授の署名を集めて、この戦争を文化の戦いと位置づけ、支持する宣言をだしているほどである。/そして第一次大戦後、ドイツ最初の共和制であるヴァイマール共和国に彼らは

³² 三島『現代ドイツ』、20、24頁。但し三島はコーンの名前は挙げていない。

³³ 三島『現代ドイツ』、155頁。

³⁴ 三島『戦後ドイツ』、4頁。類似の発言は他にもある(三島『現代ドイツ』、51頁。)。

³⁵ 三島『現代ドイツ』、20頁。

³⁶ 三島『現代ドイツ』、123頁。

³⁷ 三島『戦後ドイツ』、56、90頁。

³⁸ 三島『現代ドイツ』、23頁。人口の約三分の一の「市民層の言語と教養の、ある程度の共通性」が本当にあったのだとすれば、それは相当に太い紐帯ではないだろうか。

³⁹ 三島『現代ドイツ』、23頁。皇帝主権というのは誤りで、「国民主権」を明記せずに議会を置くのも当時の西洋では珍しくない。帝国議会 選挙法の民主平等性も無視している。

⁴⁰ 三島『現代ドイツ』、24頁。ユダヤ人、カトリック教徒は社会経済的に不利であったが、法的平等は規定されていた。暴力革命派が弾圧されるのは各国共通で、西独でもドイツ共産党が1956年に禁止された。ビスマルクは労働者に社会政策による対応もしていた。

⁴¹ 三島『文化とレイシズム』、67頁。イギリス議会は今でもウェストミンスター宮殿という元来議事堂ではない建物で開催されているが、議会が軽視されているとは誰も言わない。

⁴² 石田勇治『過去の克服——ヒトラー後のドイツ』(白水社、平成14年) も、まずはナチズム論から出発し、その後で戦後の「過去の克服」論に入っている(17-42頁)。

⁴³ 三島『戦後ドイツ』、6頁。

⁴⁴ 三島『戦後ドイツ』、7頁。

そっぽを向いた。それはまさにドイツ自由主義の悲劇であった。ナチスの暴力に対しても、この階層はなすすべを知らなかった。たしかに積極的な協力はしなかったかもしれない。ナチスはあまりにも乱暴で、ついていきにくかったろう。しかし、風当たりを避けながら、結果として順応していたことは間違いない 45。」三島のドイツ教養主義批判は、それを称揚した年長の研究者への不満と結び付いている 46。

- **21.** <**皮相的非ナチ化から復古主義へ**〉 三島憲一は、戦後ドイツ人のナチ体制への姿勢を批判する。「昨日のナチが、あっという間に今日の民主主義者になっていた。急に皆が、ナチスのことはもともと嫌いだった、と言い始めたのだ ⁴⁷。」「東側地区は、亡命から帰った社会主義者たちがたくさんいるので、いちがいには言えないが、それでも昨日のナチが今日から「偉大な兄弟」ソビエト・ロシアの友人を称する現象は珍しくなかったようだ ⁴⁸。」「ナチスを生んだ過去と決着をつけないで、戦後の再建に走りやすくしたのには、占領軍も逆説的なかたちで一役買っていた ⁴⁹。」非ナチ化への低評価は、戦後ドイツ人は復古主義に邁進し、過去を反省していなかったという評価につながる。ゲーテ生家復興、「ふるさと映画」、バイロイト音楽祭等を、三島は復古主義者の無反省の証左として描こうとしている ⁵⁰。
- **22.** <**トーマス・マン評価**> 三島憲一のマン批判はドイツ教養主義批判の一環である。「独特のもってまわった調子の長い自己弁護 […] たいした自信である 51 。」「一九世紀の蘇りでしかない 52 」「過去の罪を認めていることはたしかだが、どこかで実体化されたヨーロッパとその精神なるものへの信仰告白を当時は敬虔に、今日は自信をもって表明するところには、いささかのうさんくささがある 53 。」三島は、国内のドイツ人に自己反省を促した点では亡命者マンを評価している 54 。
- **23. <反共主義=ナチスへの無反省>** 三島憲一は、ナチスへの無反省と反共主義という次元の異なるものを、連関するものと見ている。「西側地区にはナチスへの反省などはどこ吹く風で、反共の気分が蔓延していた ⁵⁵。」
- 24. <ボン基本法の絶讚> 三島憲一はドイツ連邦共和

国基本法を絶讚する。「この憲法は日本と違って、拡張解釈もあまりされず、比較的厳密に守られ、戦後ドイツ人のいわば教典になっている 56。」「二度の戦争で伝統的な社会的習慣や暗黙の約束ごとがほとんど解体してしまったドイツ、いやもっと長期的に見れば一八世紀の啓蒙主義以来の市民社会の中で、伝統に由来するしきたりや共通の基盤が掘り崩されてきたドイツであるから、逆にこうした基本法が本当に基本法として働くことにもなったのであろう 57。」三島は基本法を18世紀啓蒙主義の継承物とし、政教協力、家族重視、国民国家志向などの要素を捨象する。

- 25. <憲法愛国主義> 三島憲一はハーバーマスの「憲法愛国主義」を称揚する。「社会的批判派はむしろ、憲法を支持するがゆえに、その理想が実現しえていない部分に食いつくことになる。後にこうした人々は自らを「憲法愛国主義者」と呼ぶことになる。ここで言う「愛国主義者」とは、フランス革命のときに自由、平等、博愛を求めて立ち上がった第三身分が自ら名づけたときの意味である。貴族階級は国際的につながっていたから、それへの反抗として使われたのであって、日本語で忠君愛国を言うときのニュアンスはまったくない⁵⁸。」
- 26. 〈アウシュヴィッツ・テーゼの解釈〉 三島憲一は、アドルノの「アウシュヴィッツの後で詩を書くことは野蛮である」という一節をこう解釈する。「この言葉の意味は、アドルノの思想の全体と関連させて考えてみると、アウシュヴィッツの後に詩を書くこと、広く言えば芸術を営み、楽しむことがいけないというということではなく、アウシュヴィッツの後では、それ以前と同じに芸術を味わったり作ったりすることができない、あたかもなにもなかったかのようにしているわけにはいかないということである。アウシュヴィッツの官舎でモーツァルトの演奏会が催されたというグロテスクな話は、芸術へのある種の接し方と計画的殺人とのあいだに共犯関係があるのではないかという思いを、アドルノならずとも、多くの知識人に提示していた59。」この論理だとアウシュヴィッツ後のあらゆる文化が自粛を命じられる筈だが、実際は三島が嫌うドイツ教養主義のみが

⁴⁵ 三島『戦後ドイツ』、9頁。

⁴⁶ 三島『戦後ドイツ』、85頁。

⁴⁷ 三島『戦後ドイツ』、10頁。

⁴⁸ 三島『戦後ドイツ』、13頁。

⁴⁹ 三島『戦後ドイツ』、15頁。

⁵⁰ 三島『戦後ドイツ』、38-50、56、61、77-78頁。

⁵¹ 三島『戦後ドイツ』、22-23頁。

⁵² 三島『戦後ドイツ』、24頁。

⁵³ 三島『戦後ドイツ』、25頁。

⁵⁴ 三島『戦後ドイツ』、23-24頁。

⁵⁵ 三島『戦後ドイツ』、20頁。

⁵⁶ 三島『戦後ドイツ』、32頁。

⁵⁷ 三島『戦後ドイツ』、33頁。

⁵⁸ 三島『戦後ドイツ』、33頁。

⁵⁹ 三島『戦後ドイツ』、62頁。

標的になっている 60。

27. <大学文化の連続性> 三島憲一は、戦後ドイツの復古主義批判の文脈で、大学文化の「驚くべき」連続性を批判する。「ナチス時代をなんとかくぐり抜けた教授たちが、古きよきドイツの大学がそのまま存続しているかのように、ヨーロッパの偉大な伝統を、古典的テクストを祖述し、精神史を語り続けていた 61 。」「大学は将来のエスタブリッシュメントに属するエリートの行く場」であり「抑圧のシステムに乗っていた」という表現もある 62 。

28. <「**権威主義」の連続性**> 三島憲一は、アデナウアー期の自己反省欠如を強調し、ナチズム期からの「権威主義」の連続性が[を]説いて、「六八年世代」が初めてそれを打破したとする ⁶³。これにより、ナチズムもアデナウアーも、カトリック教会も大学も、ハイデガーもユンガーも、全て「保守的」、「権威主義的」のレッテルで同類扱いされることになる。

29. <「過去の克服」推進者の称揚> 三島憲一は「過去の克服」糾弾者として、大統領テオドル・ホイス、哲学者カール・ヤスパース、ヘルベルト・マルクーゼ、テオドル・アドルノを称揚するが ⁶⁴、別格扱いなのはハーバーマスとグラスである。「六○年代も後半になってハーバーマスの先の文章 [ハイデガー批判]を読んだときには、それまでに感じていたアデナウアー時代のドイツ文化に対する違和感がどこにあるのかをようやく分からせてくれ、目から鱗が落ちる思いがしたものである ⁶⁵。」「我が国でも比較的よく知られているギュンター・グラスも、ハイデガーのパロディーからもわかるように、告発をやめることのない作家である。なによりもナチスの過去を正面から見つめる作家である ⁶⁶。」

30. <「過去の克服」推進者の弁護> 三島憲一は、近年上記の人々の「過去」が糾明されるようになると、自ら唱道してきた「過去の克服」を一転して抑制するようになる。グラスが武装親衛隊員歴を隠匿していた件では、グラスは以前から自分に道徳的汚点がないなどとは言っていなかった、具体的犯罪行為がない限り武装親衛隊歴などとやかくいう程のことではない⁶⁷、回顧録には別な「魅力的」体験が多々書いてある、「神経過敏」、「過度の心情主義」、「極度の道徳化」だなどと反論し、ハンス・モムゼンの擁護論を援用し、敵失を「ほとんど猥雑な表情で喜ぶ」「保守派」を非難し、他の類似例を多数挙げて、グラス問題の希釈化に奔走した⁶⁸。ハーバーマスやNSDAP党員の父の件にも深入りがない。31. <学生叛逆の理想視> 三島憲一は「六八年世代」を、「西ドイツ社会に深く巣くっている権威主義的パーソナリ

31. 〈子生放起の生活税〉 三島悪一は「八八年世代」を、「西ドイツ社会に深く巣くっている権威主義的パーソナリティ」 69 への破壊者として称揚する――「ナチスの過去とさまざまな社会的矛盾に頬かむりして自分と家族の生活しか考えない「懐疑的世代」の父親たちに対する子供の世代の反抗 70 」。三島はそれが親の「過去」を問う義憤だったとする 71 。

32. <学生叛乱と左派知識人〉 三島憲一は、「六八年世代」への左派知識人の影響を強調しながら、彼らの暴力化の責任を左派知識人に求める見方は「保守派の思考」だとして拒否する ⁷²。「作家や知識人の立場は、一八世紀に成立した公共の議論の場、つまりパブリック・オピニオンの場を守ることしかなかった。私にはタイプライターと電話が一台ずつあるだけだ」とベルが書いているように、いかなる強制力ももたない言論しかない ⁷³。」三島はフランクフルト学派が「六八年世代」の理論的準備をしたことを肯定しつ

⁶⁰ ゲーテ愛好の揶揄は三島憲一の十八番である(粂川麻里生訳「ゲーテは今日なお日本で引用可能か――神風特攻隊員は玉砕前にゲーテーシラー往復書簡を読んでいた」、『モルフォロギア』第22号(平成12年)、121-125頁。)。

⁶¹ 三島『戦後ドイツ』、63、64頁。

⁶² 三島『戦後ドイツ』、64、138頁。ちなみに東京大学、学習院大学、大阪大学などで助教授、教授、名誉教授となったベルリン自由大学 名誉博士三島憲一は、「抑圧のシステム」、「封建的構造」を担う「エスタブリッシュメント」、「エリート」ではないのだろうか。

⁶³ 三島『戦後ドイツ』、139、203-204頁。

⁶⁴ 三島『戦後ドイツ』、49-50、61、72、82、83、115-119、124-134頁。

⁶⁵ 三島『戦後ドイツ』、85頁。

⁶⁶ 三島『戦後ドイツ』、98頁。

⁶⁷ だが三島憲一は、連邦宰相コールが1985年に独親衛隊員も眠るビットブルクの軍人墓地に米大統領レーガンを案内したことを糾弾していた(『文化とレイシズム』、75頁)。

⁶⁸ 三島憲一「作家ギュンター・グラスの"涙"から見えるもの――武装親衛隊員だった過去をめぐって」、『論座』平成18年12月号、138 ―145頁、同平成19年1月号、136―144頁。文末で三島は、ニーチェ研究の先輩西尾幹治[幹二]が、ヴァイツゼッカーの演説にはドイツ擁護の巧妙な計算があると主張したのに対し、一切のプラグマティズムを認めない西尾こそセンチメンタルな道徳的リゴリストだと反論しているが、この応答は誠実だろうか。西尾は自ら道徳主義に加担した訳ではなく、ただ三島らが道徳的だとして称揚している人物が、本当に道徳的なのかを問うているだけではないか。

⁶⁹ 三島『戦後ドイツ』、170頁。

⁷⁰ 三島『戦後ドイツ』、110頁。

⁷¹ 三島『戦後ドイツ』、143頁。ただ三島は、叛乱学生には不幸な国に生まれた現実からの解放を望む「不潔な欲望」があったかもしれないとも言う(三島『文化とレイシズム』、105頁。)。

⁷² 三島『戦後ドイツ』、186、218-219、223頁。

⁷³ 三島『戦後ドイツ』、120頁。同類のものとして、三島が引用したハーバーマスの言葉がある(但し出典は非表示)。「デモクラシーにおい

つ、後者の問題性の責任を前者に帰することを嫌う。「学生たちの抗議の声のいわば楽譜を書いていたのがフランクフルト学派と呼ばれる知的集団である――もちろん、その楽譜が勝手に解釈されて上演されたには違いないが⁷⁴。」三島は、アドルノやハーバーマスと学生との衝突を強調し、グラスの学生運動批判とSPD支持を肯定するのである⁷⁵。ハーバーマスを学生運動の暴力と切り離すために、三島はフランクフルト学派が反体制運動に慎重で、市民社会に正統派マルクス主義より丁寧に対応し、理想社会の設計図を描かず、資本主義社会にも社会主義社会にも批判的で、進歩思想は放棄したが希望を捨てなかったと称讚する⁷⁶。

33. <性道徳の嘲笑> 三島憲一は、グラスらが教養市 民の性道徳を嘲笑したのに喝采する。「小市民のカマトト的 性道徳への挑発を意図して、相当に激しい、露骨な描写が 遠慮会釈なく出てくる⁷⁷」。(ブリンクマンの作品には)「ビー ト世代の雰囲気が溢れ、英語の歌詞、生々しい性的表現や ロックの話題がやり場のない怒りとともにちりばめられて いる⁷⁸」。

 $34. < \mathbf{pr/v}$ 評価> 三島憲一は東ドイツを「牢獄国家」だったとする。「ハーバーマスの真意は、社会正義や平等という啓蒙の価値を実現しようとしたマルクスを名目だけ取り入れて、まったくの牢獄国家を東ドイツが作ってしまったこと、そして統一後その実態がますます明らかになったことによって、「平等」や「社会的公正」という言葉そのものに統一ドイツでは不信感が抱かれるようになっていることを指摘することであった。そして、このように啓蒙の価値をおとしめる東ドイツの雰囲気によって、保守化したロマン主義や精神主義的な伝統の復活よりも悪い状況を生み出すのではないか、という懸念であった 79 。」だが「啓蒙の価値」の抑圧への転化は、既に仏露革命で顕在化していた現象である 80 。

35. <社会主義圏批判の曖昧さ> 三島憲一は社会主義圏に批判的評価を懐きつつ、自由主義圏内の文脈ではそれを明言しない面もあり、「ベルリンの壁」構築にも微妙な態

度を取っている。これは自分の社会主義圏批判が「保守派 を利する」ことを恐れるからである ⁸¹。

36. <**SPD政権の称揚**> 三島憲一は「バート・ゴーデスベルク綱領」による社会民主党の転換を支持し 82 、その結果実現した社会自由政権を西ドイツの黄金時代として描く。三島は、ブラント政権に関しては東方政策や「公平」化(貧富・学校・女性)を称揚し 83 、シュミット政権に関しても冷徹との印象を否定して讚辞を惜しまない 84 。

37. 〈カトリック教会批判〉 カトリック教会は三島憲一の年来の攻撃対象である。ロルフ・ホッホフートのピウス一二世批判が好まれ、元NSDAP党員の官房長官ハンス・グロプケの教皇謁見も揶揄されている *5。グラスが「バイエルンの田舎町」の「反動勢力」の集会に行き、「教会に唾を吐きかけてやると、激烈な言辞を弄し」たことも英雄視されている *6。三島はカトリック教徒の作家ベルが、「アデナウアー政権と癒着し、再軍備に賛成する戦後のカトリック教会」に行った挑発に喝采する *7。更に次の発言もある。「カトリック教会」に行った挑発に喝采する *7。更に次の発言もある。「カトリック教会は、啓蒙に反対、フランス革命に反対、それのみか、立憲国家、デモクラシー、リベラリズム、合理主義、個人主義、もちろんフェミニズムにも反対、簡単に言えば近代の世俗国家に断固反対――要するに風車にいどむドン・キホーテのように、近代と戦ってきた。しかもドン・キホーテと違って陰険な暗黒の集団とされることが多かった *88。」

38. <国民社会主義政権の近代化作用[の無視]> カトリック教会は国民社会主義政権や同時代の各国のファシズム政権と現実的妥協をしながらも、その保守性ゆえに国民社会主義の社会革命路線に反発していた。だが三島の叙述では、カトリック教会の国民社会主義政権との接近が一方的に強調され、両者の対立の局面が見えてこない。国民社会主義には近代化作用があったという点が、そこでは考慮されないのである。

39. <歴史家論争> 三島憲一は1986年の「歴史家論争」をハーバーマスの視角から紹介し、「過去の問題に対する一層のセンシビリティを生みだし、西独の政治文化に

て知識人の発言は、他のどんな市民の発言以上の重みを持つものではない」(三島『現代ドイツ』、18頁。)

⁷⁴ 三島『戦後ドイツ』、147頁。

⁷⁵ 三島『戦後ドイツ』、152、153、157-162、166頁。

⁷⁶ 三島『戦後ドイツ』、149-152頁。

⁷⁷ 三島『戦後ドイツ』、99頁。

⁷⁸ 三島『戦後ドイツ』、110頁。

⁷⁹ 三島『現代ドイツ』、62頁。

⁸⁰ Joseph Ratzinger, Die christliche Brüderlichkeit, München: Kösel, 2006, S. 32-40.

⁸¹ 三島『戦後ドイツ』、112-119頁。三島『文化とレイシズム』、6-7頁。

⁸² 三島『戦後ドイツ』、110-111頁。

⁸³ 三島『戦後ドイツ』、188-200頁。

⁸⁴ 三島『戦後ドイツ』、202、212-213、218-219頁。

⁸⁵ 三島『戦後ドイツ』、35、37頁。

⁸⁶ 三島『戦後ドイツ』、113頁。

⁸⁷ 三島『戦後ドイツ』、96-97、104頁。

⁸⁸ 三島「変貌するカトリック教会とディスクルス倫理」、70頁。

大きな足跡を残すことになった」と絶讚する。三島によれば、ハーバーマスが歴史なき西独の現状を嘆くアンドレアス・ヒルグルーバー、ミヒャエル・シュトゥルマーに(コール政権の)「政府御用歴史家」の臭いを嗅ぎつけ、ナチズムと社会主義体制とを比較するエルンスト・ノルテに過去相対化の陰謀を見出したのだという。三島によれば、「歴史家論争」は「憲法愛国主義」を呼号したハーバーマスの「知的」圧勝だった89。

40. <**ノルテ批判**> 三島憲一はノルテを憎悪している。「ノルテは、邦訳もある『ファシズムの時代』という本を書いた頃はただの保守的な、専門家仲間より少しばかり哲学的な歴史家にすぎなかったが、八○年代から次第に右傾化していった⁹⁰。」三島はノルテの講義を揶揄し、「学者のディスクルス」から自分で降りて「学者たち」から排除された彼が統一後に公的発言を再開しつつある姿を「保守派知識人の中にも住みついた際限のない自己顕示欲」と嘆き、「政治権力による検閲」ではないとして彼の「発言禁止」を肯定する⁹¹。

41. 〈西ドイツ終焉への落胆〉 三島憲一は東西ドイツ 統一を兇事とする。「九○年一○月三日の東独の編入は、逆 に言えば、これまで我々が西ドイツという通称で知っていた国家の消滅でもある。伝統や民族に依拠せず、作られたこしらえものの国家、その意味では、ひとつの壮大な実験でもあった西ドイツというプロジェクトは終了した 92。」「おそらく統一ドイツに我々が見るべきは、国民国家の思想に生きる保守的、平均的、そして道徳においても伝統を守っているかのように振る舞う、増長しやすい人々と、新しい生活の、議論のスタイルを求め、そして政治と正当性のゆるやかな結合を、それとともに多様な文化の共存を求める人々の熾烈な闘いであろう 93。」前者はカール・ハインツ・ボーラーらであり、後者はハーバーマス、グラス、ダニエル・コーン=ベンディットらである 94。

42. 〈**東西ドイツ統一の陰謀視**〉 三島憲一は、西ドイツの政治家も当初は統一まで考えていなかったことを強調し、フォルカー・リュー工幹事長、ルドルフ・ザイタース宰相府長官、ホルスト・テルチック外交顧問らの「世論操作」があったと主張している。また東独最後の人民議会選挙で

CDUを中心に結成された政党連合「ドイツ連合」について、「この名称はドイツ語で見ると、はるか昔に消えたはずのうさんくさい右翼運動の臭いがするが、その勇ましい響きが東の人々にはむしろ魅力だったのだろう。」と述べている⁹⁵。 43. <旧東独知識人狩りの批判> 三島憲一は、統一後に体制への協力を告発された旧東独知識人、特にクリスタ・ヴォルフを擁護する。三島の描写では、旧東独知識人は社会主義国家の改革・維持を図った人々として描写されている⁹⁶。三島は統一後の旧東独批判を、ナチズム批判を相対化する「保守派」の陰謀と見ている⁹⁷。

44. 〈欧州連合の礼讃〉 三島憲一はヨーロッパ統合による国家の相対化に期待する。三島は欧州連合を、「ヨーロッパ人」のエスニックな政治的共同体ではなく、「人間の尊厳、自由、デモクラシー、平等、法治国家、人権の尊重、マイノリティに属する人々の権利の尊重」といった普遍的価値を共有するシヴィックなものと見ており、トルコの加盟も応援する。三島は、「民主主義の赤字」論を退けてブリュッセルの行政権力を肯定し、「ゆくゆくはそうした権力政治からの訣別が意図されている」と弁明するが、その道筋は示さない。三島は普遍的価値を掲げた「ヨーロッパ憲法条約」に期待するが、「普遍主義はおしつけ調になってはその名に値しない」ともいい、どう両立するのかは説明しない。「ナチスの過去ゆえにドイツに恐れを抱く国はなくなった」とし、ドイツ人もユーロを受け入れたとする。58。

45. 〈庇護申請者・移民の歓迎〉 シヴィックな秩序を称揚する三島憲一は、異なる文化圏からやってくる庇護申請者・移民の受入を、エスニックな秩序の解体につながるために歓迎する。同様に三島は二重国籍の導入、出生地主義の導入を歓迎する。三島は、彼らに対するドイツ先住民の懸念は、全て狭量な精神構造からくる妄言だとして否定する ⁹⁹。

46. 〈庇護制限の基本法改正の批判〉 三島憲一は、増大する政治的庇護申請者への暴力的反撥が、庇護受入を制限する基本法改正につながったことを批判し、こう述べる。「エスニックに異質な者を排除する心情を伴って新たに国民国家に落ち着こうという気持ち、(中略)ドイツ人がドイツ人だけでいたい」という心情、これこそが今回の暴力の原

⁸⁹ 三島『戦後ドイツ』、234-239頁。三島『現代ドイツ』、96-99頁。学者が自分の信念と一致する政権を支援することは道義に悖る行為なのか。シュレーダー赤緑政権を支持したハーバーマスら「リベラル左派」教授も「政府御用」学者だったのか。

⁹⁰ 三島『現代ドイツ』、96頁。

⁹¹ 三島『文化とレイシズム』、56-59頁。

⁹² 三島『現代ドイツ』、242頁。

⁹³ 三島『戦後ドイツ』、248-249頁。

⁹⁴ 三島『戦後ドイツ』、243-244、247、249-250頁。

⁹⁵ 三島『現代ドイツ』、4-11頁。

⁹⁶ 三島『戦後ドイツ』、248頁。三島『現代ドイツ』、2-4、15-19頁。

⁹⁷ 三島『文化とレイシズム』、2-3頁。

⁹⁸ 三島『現代ドイツ』、ii-vi、219-237頁。

⁹⁹ 三島『現代ドイツ』、64-77、122-125頁。

因である 100。」

47. <「中欧」論の嫌悪> 三島憲一はドイツ連邦共和国の無条件の西欧化を支持する立場から、「中欧」、「中央の国」といった地政学的語彙を嫌う。三島はそこに、東方侵略への衝動、反デモクラシー、西欧統合からの離反を見るのである ¹⁰¹。

48. 〈東独州とナチス〉 三島憲一は、東独地域での州復活と基本法23条による西独国家への編入とを「憲法上のトリック」と呼び、「東ドイツには州という制度がなかったので、統一直前に、ナチス以前の時代の州を復活させ」たと述べているが、これは東西ドイツ統一を「ナチス」と結び付けようとする「トリック」である。実際に復活したのは、ソ連占領地区で形成され、1950年代に解体されたドイツ民主共和国の旧州である102。

49. <**新保守主義の批判**> 三島憲一は新保守主義の矛盾を突く。「保守陣営が旗を振って推進してきた経済成長、市場重視の結果として、伝統的な家庭生活や美徳は華やかな消費生活のなかで崩壊せざるを得ない。自分たちが崩壊させたものを道徳的説教で復活させようとするというプログラムは多くの人の支持を得ているようだが、理論的には噴飯ものである 103。」

50. <「正しい戦争」論の批判> 三島憲一は普遍的価値を掲げる「正しい戦争」を批判する。三島は、湾岸戦争で日本と同様「小切手外交」批判を受けたドイツが、それを聞き流してトラウマにせず、毅然とイラク戦争拒否を貫いたとする 104。1999年にハーバーマスが「カント、ケルゼンの伝統につながる世界市民の権利を守る」として、国連決議を踏まえないコソヴォ戦争へのドイツ参戦を肯定したことには、「筆者も含めて多くの読者が驚いた」としつつも、情報操作があってハーバーマス自身が判断ミスを認めたとしている 105。

51. <**ドイツ連邦軍の相次ぐ出兵**> 三島憲一は、ドイツがアフガン戦争(2001年)など次々と出兵していることについて、それが連邦議会の承認に基づくことを強調しつつ、それはドイツの「普通の国」化ではなく、「人権に定位した意思決定の変化」なのだとして、「権力政治」的な解釈を峻拒する 106。この発言について、ドイツの「普通の国」化ではないという事実認識の妥当性も問われるべきだが、

「人権に定位した意思決定の変化」を肯定するとすれば、それは三島が否定する「正しい戦争」の肯定にもつながるように思われる。

52. <コミュニタリアニズムの援用> 三島憲一は「正 しい戦争」を批判し、ボーラー、エンツェンスベルガー、ビー アマンの参戦論に対抗するために、ハーバーマスに倣って マイケル・ウォルツァーの「コミュニタリアニズム」を動 員する107。三島によれば、「コミュニタリアニズム」とは「個々 の集団や部族に伝わる生きた価値こそが重要なのだ」とい う発想で、「一見すると保守的で伝統重視の考え方に見える」 が、「伝統にもとづく社会批判こそがラディカルかつ実効的 な批判なのだという、ややこみいった議論」である。「コミュ ニタリアニズム」の帰結として、三島は次の結論を引き出す。 「西欧の民主主義の伝統の中にいる者は、その伝統の中で普 遍的と思われている原則に依拠しているが、それは特定の 伝統を共有する共同体のローカルな思考でしかない。そう した人々は、この枠を越えることはできないのだから、い たずらに自己の普遍性を僭称してはならない。したがって、 民主主義の伝統の中にいる人々は、他の文化共同体に対す る批判は慎むべきである。」三島は「この立場は明らかに左 派である」として共感を滲ませる 108。

53. 〈ヴァルザー批判〉 三島憲一は東西ドイツ統一後 にも続く「過去の克服」を強く支持し、ハーバーマスの親 友だったマルティン・ヴァルザーが、80年代から徐々に 「過去の克服」を皮肉るようになったことを批判する。三島 は、1998年ドイツ書籍協会平和賞受賞講演におけるヴァ ルザーの「道徳の棍棒」論を、ユダヤ人の被害者感情を考 慮していないと非難し、それに続くイグナッツ・ブービス との論争についても、実際には両者の会談と和解とが行わ れたのに、喧嘩別れしたままブービスが死去したかのよう な紹介をする。その後のヴァルザーについても、「文芸教皇」 マルセル・ライヒ=ラニツキらしき登場人物の殺害に言及 する小説を書いたと、その「反ユダヤ主義」を批判してい る 109。それに続くユルゲン・メレマン批判とも関連するが、 三島によれば、ドイツ人がユダヤ人のことを批判的に論じ ることは、「過去」を理由に永遠に不可能になるように思わ れる。

¹⁰⁰ 三島『現代ドイツ』、90頁。

¹⁰¹ 三島『現代ドイツ』、102-103頁。三島『文化とレイシズム』、10-16頁。

¹⁰² 三島『現代ドイツ』、12-13頁。

¹⁰³ 三島『現代ドイツ』、50頁。同類のものとして『戦後ドイツ』、225-226頁。

¹⁰⁴ 三島『現代ドイツ』、134-135頁。

¹⁰⁵ 三島『現代ドイツ』、215頁。

¹⁰⁶ 三島『現代ドイツ』、215-217頁。

¹⁰⁷ 三島は、戦争に関して実体的正義を否定して手続的正義(国連決議)に徹するハーバーマス、国連決議への正当化も疑問視するエルンスト・トゥーゲントハットにも言及している(三島『現代ドイツ』、145-151頁。)。

¹⁰⁸ 三島『現代ドイツ』、135-137頁。三島もウォルツァーがアフガン戦争を肯定したことは認めざるを得なかったが、彼がイラク戦争に「大反対」したことを付言して「先見の明は驚くばかり」と称え、バランスをとっている(同前、218-219頁。)。

¹⁰⁹ 三島『現代ドイツ』、186-198頁。

第三部 三島憲一のヨーゼフ・ラッツィンガー像

54. <ハーバーマスのシャドウ・ボクシング> 2004 年のミュンヒェン討論で、ハーバーマスは前段、民主的な 立憲国家は正当性の根拠にも事欠かず、公民の参加意欲も 調達できると述べている。自分に都合のいい状況を構想し、 自分でうまくいくと診断するのは、恰もボクサーがシャド ウ・ボクシングをし、自ら審判にもなって勝利のゴングを 鳴らすようなものである。「ポスト形而上学的」、「ポスト・ カント的」、「ポスト・ヘーゲル的」といった表現も衒学的 で、他者への明晰な意思伝達には適さない。後段でハーバー マスは、唐突に哲学が宗教から学ぶことを標榜するが、一 体どの宗教から何を学ぶのかについては曖昧なままである。 ただ窺い知れるのは、神の似姿としての人間の尊厳を重視 するという発想をキリスト教から学び、市場や行政権力に 対抗するということ、非信仰者も信仰者との対話から啓蒙 の限界について自己反省の契機を得ることである。ちなみ にハーバーマスは、現代国家の世界観的中立を前提とし、 信仰者と非信仰者との対話を求めているので、ドイツ連邦 共和国の政教協力体制には批判的と見受けられる 110。

55. <**ラッツィンガーの協調戦略**> 2004年のミュ ンヒェン討論に於いて、ラッツィンガーは、学問に倫理は 生み出せないとしてキュングの「世界倫理」を却下しつつ、 多数決への無邪気な信頼を戒め、イスラム圏とも中国とも 異なる西洋のキリスト教的基盤の重要性を説いた。ラッツィ ンガーはハーバーマスが論じなかったイスラム圏の一部に 在る暴力的系譜を話題にし、キリスト教と理性、自然法、 人権理念との歴史的関連性を強調した。ラッツィンガーは 自分が信奉するキリスト教信仰と、ハーバーマスの信奉す る世俗的合理性という二つの文化が、普遍性を有していな いことを認め、西洋の傲慢に陥らずに他の文化圏(の対話 可能な人々)との対話を必要と説いた。にも拘らずラッツィ ンガーは、西洋の宗教的・世俗的文化が他の如何なる文化 よりも世界の状況を規定しているとし、結局はそれらが世 界を再び統べることを期待している 111。 宗教的西洋中心主義 者のラッツィンガーが、世俗的西洋中心主義者のハーバー マスに共闘を呼び掛けたのである。ラッツィンガーはこの 討論で、従来ハーバーマスに関して年来述べてきた保守派 としての批判を全く提起せず、融和的姿勢に徹したが、こ れは意図的な戦略だろう。

56. <ラッツィンガーへの警戒> 三島憲一はヨーゼフ・ラッツィンガーに警戒感を懐いている。それは三島の否定

的カトリック教会観を煮詰めたものである――「ただでさ え保守的なバイエルン州のカトリック勢力のなかでも保守 最右翼の出身」、「彼の名は常にある種の「恐怖」と結びつ いていた。鷲のように鋭いまなざしにすくみながら、きり きりと刺し込んでくる理詰めの厳しい尋問に接する恐怖で ある。彼は、教会の保守的体質に批判的な多くの聖職者を 審問し、さまざまな不利益処分を行ってきた」、「ハードラ イナー、タカ派、カトリック反動勢力の代表者」、「上から のお説教をする側に立つラッツィンガー」。三島は、枢機卿 時代にトルコのEU加盟に否定的だったラッツィンガーが、 教皇としてのトルコ訪問(2006年)でその支持に転換 した件で、「乱暴に言えば、どっちでもいいのである。「時 代のしるし」が加盟支持に回った方がよさそうに見えれば、 支持発言をするのである。昔のヨーロッパは解体してしまっ たのだから」と言い捨てている ¹¹²。 三島がラッツィンガーへ の不信感から、以下のように彼の人生について誤解してい る箇所が見受けられる。

57. 〈バイエルンへの警戒〉 三島憲一は、バイエルンは保守的だという先入観に囚われており、ミュンヒェンも農村部も区別しない。三島はミュンヒェン=フライジング大司教について、「ドイツ・カトリック教会保守派の大物が歴代就いてきた」と述べているが「13、ラッツィンガーの前任者ユリウス・デプフナーが第二ヴァティカン公会議の立役者だったことを考えると、この表現は避けた方がよい。ミヒャエル・フォン・ファウルハーバーにしても、ドイツ革命以降保守化したとしても、就任当初は改革派に属していた。また三島はミュンヒェンの神学的風土を「旧態依然」と表現し、これをアンリ・リュバックらの神学と対置しているが「114、戦後新しい教員で再建されたミュンヒェン大学神学部こそ教皇庁批判の発信源の一つであり、公会議の理論的準備をした場所ではなかったかと思われる。

58. <キュングとラッツィンガー> 三島憲一は教理省長官ラッツィンガーに教授職を解かれたり、司祭権を剥奪されたりした人物の例として、テュービンゲン大学のハンス・キュングを挙げているが 115、キュングが教職辞令を撤回された1979年には、ラッツィンガーはまだ教理省長官ではなかった。但し教皇庁がキュングを審査する過程で、ラッツィンガーの鑑定が参考にされた可能性はある。ラッツィンガーが、キュングと学生運動への評価が異なったが教授会では協力していた、「個人的にキュングを謁見した」等の訳注も、言語的及び内容的に問題が多い 116。 なお三島の議論

¹¹⁰ ハーバーマス「民主主義的法治国家における政治以前の基盤」、『ポスト世俗化時代の哲学と政治』、1-25頁。

¹¹¹ ラッツィンガー「世界を統べているもの――自由な国家における政治以前の道徳的基盤」、『ポスト世俗化時代の哲学と政治』、27-48頁。

¹¹² 三島「変貌するカトリック教会とディスクルス倫理」、53、54、55、103、114頁。この方向転換は、レーゲンスブルク講演の結果イスラム勢力の反撥が激化したことへの窮余の一策で、教皇がキリスト教的ヨーロッパの「解体」を認めた訳ではない。

¹¹³ 三島「変貌するカトリック教会とディスクルス倫理」、54頁。

¹¹⁴ 三島「変貌するカトリック教会とディスクルス倫理」、57頁。

¹¹⁵ 三島「変貌するカトリック教会とディスクルス倫理」、54頁。

¹¹⁶ 三島「訳注1」、『ポスト世俗化時代の哲学と政治』、47-48頁。「謁見」とは「貴人にお目に掛かる」ことであり、教皇が平信徒を「謁見」 することはない。

では、ラッツィンガーの重要な競争相手で、カトリシズム 改革の旗手であるキュングへの言及が少なすぎる。

59. <ハイデガーへの引き寄せ> 三島憲一は自分が影 響を受けたハイデガー 117 とラッツィンガーとを共通項で括 ろうとする。三島は、ハイデガーが「ナチ党員」歴を自己 批判せず、戦後は神秘的な西欧没落論に埋没し、良心を眠 らせたというハーバーマスの非難から出発する。そしてラッ ツィンガーが「この時代の南ドイツの保守的なカトリック の息吹をたっぷり吸いこんで育った」とし、「本人も認めて いるようにハイデガーの影響も強い | とする 118。 ラッツィン ガー回顧録には、神学生時代の読書体験でハイデガーの名 前も一回出てくるが、テュービンゲン時代の記述では、「私 のキリスト論において、すべてを実存主義に還元する試み に対し、戦いを挑んだ」と述べており、ハイデガーがラッ ツィンガー思想の基盤を為したとは言えまい119。なお三島 は、ラッツィンガーのニヒリズム論はハイデガーの晩年の ものであり、その技術批判は「ハイデガーのコピー」と断 言するが 120、似ているだけでは受容されたか否かは分からな

60. <帝国政教条約の成立> 帝国政教条約締結を巡る 三島憲一の描写は、カトリック教会への否定的先入観に彩られている。三島は「ワイマール共和国の全期間にわたってバチカンとの交渉が、なんの成果もなくだらだらと続いてきたことを考えると、迅速な妥協はなおさら目立つ」と述べている 121。実際には、ドイツ革命後にヴァティカンはパチェッリの下でバイエルン、プロイセン、バーデンと政教条約を結んでいたのである(1924年・1929年・1932年)。政教関係は基本的に分邦の管轄で、ドイツ帝国も政教条約は結んでおらず、ヴァイマール共和国が結ばなかったのは怠慢ではない。ヒトラー政権下で分邦の強制的同質化が始まったので、帝国政教条約締結の必要性が増したのである 122。

61. <カトリック教会とナチス> 三島憲一は、ナチス 政権成立後にカトリック教会が「ドイツの教会を守るため には、批判ばかりをしているわけにはいかない」という状 況にあったことを認めつつ、同教会がホロコーストを正面 から批判しなかったと批判するが、具体的にどうすべきだったかを明らかにしない。三島はホッホフート『神の代理人』などを引用して、教会がローマのユダヤ人を匿い旅券を発行して脱出させたことは評価せず、逆に「バチカンとヒトラーの巧まざる共犯関係」を糾弾する。三島は自ら社会主 義圏の抑圧性を認識していながら、それに身構えてナチス

と交渉したヴァティカンのことは批判する 123。

62. <ラッツィンガーの称揚> 三島憲一はラッツィンガーあるいはカトリック教会に否定的先入観を懐きつつも、ドイツ連邦共和国基本法に表現された西欧的=普遍的価値に引き寄せられる部分に好意を寄せ、カトリック内改革派の擡頭を強調している。だがこの視角の為に、三島はラッツィンガーあるいはカトリック教会の保守主義を十分理解できず、それらの進歩的側面を誇張している面がある。要するに三島は、ラッツィンガーを「知的」領域でのみ理解しようとしているのである。三島(あるいは多くのカトリシズム論者)は、カトリック教会のバロック建築、典礼、マリア・聖人崇敬、聖遺物崇敬、移動用聖座、典礼を巡る議論に興味がなく、無視している。三島も自分が警戒するラッツィンガーの保守的部分(「内なるバイエルン」124)を(里野のように無知ではないが)殆ど描かない。

<以降、次号に続く>

¹¹⁷ 三島『戦後ドイツ』、64-67、90頁。

¹¹⁸ 三島「変貌するカトリック教会とディスクルス倫理」、56頁。

¹¹⁹ ラツィンガー (里野訳)『わが信仰の歩み』、59、147頁。

¹²⁰ 三島「変貌するカトリック教会とディスクルス倫理」、108頁。

¹²¹ 三島「変貌するカトリック教会とディスクルス倫理」、63頁。

¹²² K・v・アーレティン (沢田昭夫訳) 『カトリシズム――教皇と近代世界』 (平凡社、昭和48年)、234-235頁。

¹²³ 三島「変貌するカトリック教会とディスクルス倫理」、62-69頁。

¹²⁴ 三島「変貌するカトリック教会とディスクルス倫理」、98頁。